

法制審議会刑事法(マネー・ローンダリング罪の法定刑関係) 部会第1回会議配布資料	6
---	---

令和3年11月19日付け次長検事依命通達
及び最高検察庁公安部長指示

原議保存期間10年
(2032年3月31日まで)
公安事務課

最高検安第110号
令和3年11月19日

検事長 殿
検事正 殿

次長検事 落合 義和
(公印省略)

マネー・ローンダリング事犯への対応等について (依命通達)

マネー・ローンダリング行為の処罰規定は、犯罪収益を保持・運用する行為が、犯罪組織の維持・拡大に利用されたり、将来の犯罪活動に再投資されたり、事業活動に投資されて合法的な経済活動に悪影響を及ぼすという反社会性、法益侵害性に着目してこれを処罰するものである。そして、一たびマネー・ローンダリング行為が横行した場合には、組織的な犯罪を助長する結果を招来しかねず、また、犯罪収益が金融システムその他の経済活動に流れ込んだ場合には正常な経済活動に悪影響を及ぼしかねないものであるから、検察としては、マネー・ローンダリング事犯に対して、厳正に対処しなければならない。

加えて、金融・経済活動の国際化やグローバル化が進行して社会のボーダーレス化がますます顕在化する中、金融システムその他の経済活動を通じたマネー・ローンダリング事犯が国際的・越境的に発生することも少なくない情勢を踏まえ、国際社会は、マネー・ローンダリング行為に対し、国際的に協調した対応を強く求めており、マネー・ローンダリング対策等についての多国間の枠組みであるFATF (金融活動作業部会) が各国に対して同対策の強化等を活発に促すなど、マネー・ローンダリング事犯の禁圧の要請は、国内のみならず国際的にも非常に高まっている。

このようにマネー・ローンダリング対策の重要性は論をまたないところであるが、我が国は、令和3年8月30日、FATFから、第四次対日相互審査の結果として、マネー・ローンダリング事犯の起訴率が低い、マネー・ローンダリング事犯の量刑の水準が低い、犯罪収益や犯罪供用物件の没収・追徴が不十分である等の指摘がなされ、これらの点の改善を求める旨の勧告を受けたところであり、国際的には、必

要かつ十分なマネー・ローンダリング対策及び犯罪収益等の剥奪等に係る取組を行っていないと評価されるに至っている。今後も引き続き我が国が必要かつ十分なマネー・ローンダリング対策等を講じていないと国際社会に評価されることになれば、国際社会は我が国を国際的なマネー・ローンダリング対策包囲網の抜け穴と認識するようになるばかりか、国内外の犯罪収益等が我が国に流入して世界のマネー・ローンダリングの温床となる結果を招来しかねず、ひいては、我が国の健全な経済活動が害されることともなりかねない。

このような情勢に鑑みると、我が国において、より一層積極的にマネー・ローンダリング事犯を訴追し、厳正な科刑を実現することや、犯罪収益等の剥奪を更に徹底することが、強く要請されている。

検察としても、こうした国内外の要請を踏まえ、これまで以上に、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）や国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号）等の関係法令を積極的に活用し、警察等の関係機関と緊密に連携して、マネー・ローンダリング事犯の更なる徹底した捜査、厳格な処理及び適切な公判活動を通じた一層厳正な科刑の実現に努めるとともに、犯罪収益・犯罪供用物件の徹底的な剥奪に努められるよう配慮されたい。

原議保存期間10年
(2032年3月31日まで)
公安事務課

最高検安第111号
令和3年11月19日

高等検察庁次席検事 殿
地方検察庁次席検事 殿

最高検察庁公安部長 浦田 啓一
(公印省略)

マネー・ローンダリング事犯への対応等について (指示)

標記について、本日付け最高検安第110号をもって次長検事依命通達が発出されたことに伴い、各庁においては、この種事犯の捜査処理に当たり、下記の方針により対応されたい。

記

1 マネー・ローンダリング事犯への対応について

マネー・ローンダリング規制の趣旨は、マネー・ローンダリングが、組織的な犯罪の助長につながるとともに、犯罪収益を用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な影響を与えることに鑑み、これらを防止するため、犯罪収益の保持、運用等を規制する点にある。この趣旨を貫徹してマネー・ローンダリング該当行為の横行に歯止めをかけるためには、検察として、前提犯罪又はマネー・ローンダリング行為が組織的に行われた事案に厳正に対処する必要がある。

この点、検察においては、これまでも、平成18年11月30日付け次長検事依命通達「犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴ができる事案の捜査について」や各種会同における指示等が発出され、マネー・ローンダリング事犯に的確に対処して適正に処理することが求められてきたところであるが、警察においても、平成31年4月1日付けで、「犯罪収益対策推進要綱」が発出され、「犯罪収益関連犯罪の取締り」等につき、「各種犯罪の事件化に当たっては、犯罪による収益の発見や検挙を逃れようとする行為に対して、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法を積極的に適用する。」とされ、マネー・ローンダリング事犯の積極的な捜査・立件が指示されるなど、国内におけるマネー・ローンダリング対策の要請はますます高まっている。

その中であって、検察が、前提犯罪やマネー・ローンダリングの準備、実行、事後措置における事情等を広く捜査すれば犯罪組織の関与等を見出すことが可能であるのに、これらの点を十分に捜査せず、また、マネー・ローンダリングには、前提犯罪とは独立した当罰性があることを十分に考慮せずに、マネー・ローンダリング事犯について、処罰価値に乏しい、量刑上の影響が限定的である、前提犯罪が起訴済みであり刑政目的が達せられるといった理由から起訴猶予とするような事件処理を積み重ねるならば、マネー・ローンダリング対策としては不十分である。

最近の国際的なマネー・ローンダリング対策の強化の流れを契機に、今一度マネー・ローンダリング規制の趣旨に立ち戻り、この趣旨を貫徹してマネー・ローンダリング該当行為の横行に歯止めをかけるためには、前提犯罪又はマネー・ローンダリングが組織的に行われた事案に厳正に対処するのはもちろん、そうした事案に限らず、事案全体を見ると、犯罪組織の関与や、その活動を助長する側面が看取できる場合には、積極的にマネー・ローンダリング罪を適用して処罰を求めるのが相当である。

例えば、前提犯罪やローンダリングの準備、実行、事後的な措置等の関係事実を捜査した結果、

- (1) 仮名口座、偽造身分証、他人名義・架空人名義で契約された携帯電話といった一般には調達困難なツールが利用されている
- (2) 通信について、ダークウェブや、通信匿名化・自動消去技術が利用されていたり、犯罪収益等が移転する過程で、匿名、素性不明の相手方との取引や海外取引が介在していたりする

などの場合には、そのようなツール、技術の販売、利用や、取引への関与によって利得を得る犯罪組織の存在や、そうしたツール、技術の入手、利用、提供や取引の実行に介在する犯罪組織の存在が窺われるものであるから、犯罪組織の関与や、その活動を助長する側面が認められる事案として、マネー・ローンダリング罪の適用が相当な事案に当たるものと考えられる。

また、ローンダリングされた犯罪収益等が、単体で見ると日常的、偶発的な犯罪から生じた比較的少額のものである事案であっても、前提犯罪やローンダリングの準備、実行、事後の状況において、前記のようなツールや技術等が用いられていたり、前記のような取引が介在したりしている事案では、ツール、技術の入手、利用や、取引への関与を通じて犯罪組織とつながり得るとともに、ツール、技術の販売、利用や、取引への関与等による利益が犯罪組織に生じ得ることとなり、それが積み重なることで犯罪組織の重要な資金源となっていることが想定され、ふかんの・長期的には、犯罪組織の資金源となり、犯罪組織の活動を助長するものというべきである。

このように、直接的に犯罪組織が関与したとは認められず、又は犯罪収益等が

比較的少額な事案であっても、前記のような観点から事案全体をくまなく見ると、犯罪組織の関与や、その活動を助長する側面が看取できる場合に、積極的にマネー・ローンダリング罪を適用して処罰を求めるのが相当であり、組織犯罪対策の趣旨にも合致するものである。

さらに、科刑の場面においても、マネー・ローンダリング行為は、前記規制の趣旨に鑑み、その行為自体の反社会性又は法益侵害性に着目して、前提犯罪とは別個の当罰性が認められることから犯罪とされたのであって、その行為に前提犯罪とは独立した処罰価値があることを踏まえ、前提犯罪の情状に加えて、マネー・ローンダリング行為に及んだこと及びその行為の情状をも適切に反映した求刑を行い、事案の悪質性に応じた厳正な科刑を実現することも、組織犯罪対策の趣旨に合致するものである。

こうしたマネー・ローンダリング罪の積極的な適用を継続することにより、国内外に、我が国がマネー・ローンダリングに厳正に対処し、組織犯罪対策を徹底していることを示すこととなり、FATFの指摘を含む、近年の国際的なマネー・ローンダリングに対する禁圧の要請にも資すると思われる。

以上のような観点から、マネー・ローンダリング事犯については、更なる徹底した捜査、厳格な処理及び適切な公判活動を通じた一層厳正な科刑の実現に努められるよう配慮されたい。

2 犯罪収益・犯罪供用物件の徹底的な剥奪について

犯罪収益の徹底的な剥奪については、これまででも、事犯の種別を問わず、各種通達・通知、各種会同における指示等により繰り返し求められてきたところであるが、FATFの勧告を踏まえ、これまで以上に、警察等の関係機関と緊密に連携して、犯罪資金及びその資金源に関する捜査を徹底し、刑法、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律等の各法令に規定された犯罪収益の没収・追徴及びその保全規定を活用するなどして、その剥奪を実現する必要がある。

また、犯罪収益を生じさせる前提犯罪の実行や、これと密接に関連する準備又は事後措置の各過程で、実行行為に用いるため、又は実行行為を容易にし若しくは犯行後当該犯罪の目的を達成するため、一定の物が使用された場合、こうした犯罪供用物件は、犯罪収益の獲得に寄与した物であるとともに、更なる犯罪収益の獲得に用いられるおそれのある物である。

そこで、前提犯罪の敢行を抑止し、犯罪収益の獲得及びマネー・ローンダリング事犯の禁圧を徹底する観点からは、こうした犯罪供用物件の保持を許さないようにすることが重要であり、取り分け犯罪組織が関与する事案や常習的、職業的に前提犯罪が行われて多額の犯罪収益が獲得されていた事案などにおいては、積極的にこうした犯行供用物件の没収を実現するよう努められたい。